

平成29年9月25日

## 第1条 目的

- 1 本規約は、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）が主催する教室等（以下、「教室等という。」）の申し込み等のための公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団教室等申込システム（以下、「本システム」という。）の利用及び登録者等について必要な事項を定めることを目的とします。
- 2 利用者及び登録者は本規約に同意したものとみなします。

## 第2条 本システムのサービス内容

- 1 本システムを利用し、以下の手続き等を行うことができます。
  - (1) 教室等への申し込み及び参加費決済等
  - (2) 各種通知のメール受信等
  - (3) 個人協賛会員（アイディクラブ）の申し込み・更新手続き及び会費決済等
- 2 一部の教室等申込みを除き、前項の手続き等を行うには、本システムに事前に登録する必要があります。

## 第3条 登録

- 1 登録資格は以下のとおりとします。
  - (1) 本システムを利用しようとする個人の方。
  - (2) 本規約を理解し、遵守することができる方。
- 2 登録料は無料です。
- 3 本システムに登録を希望する場合、所定の手続きにより、以下の項目に登録する必要があります。なお、(1)～(6)は必須項目とします。ただし、メールアドレスの登録がない場合、各種手続き完了通知などをメールで受け取ることができません。
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 電話番号
  - (4) 生年月日
  - (5) 性別
  - (6) パスワード

(7) メールアドレス

(8) その他

4 登録に際し、以下の項目に該当すると財団が判断した場合、登録を承諾しない場合があります。

(1) 本規約に同意いただけない場合

(2) 登録内容に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあった場合

(3) すでに本システムに登録をしている場合

(4) その他財団が不相当と判断した場合

5 登録者は登録内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行うものとします。

#### 第4条 登録番号・パスワードの管理

1 登録番号・パスワードは登録者本人のみが利用できるものとし、第三者（登録家族を含む）への貸与、譲渡をすることはできません。

2 登録者は、登録番号・パスワードを自己の責任によって管理、使用するものとし、管理不十分、利用上の過誤、または第三者の使用などによって生じる全ての損害については登録者自らがその責任を負担するものとします。

#### 第5条 登録取消

1 登録者が登録取消を希望する場合は所定の方法にて財団に届け出るものとします。

2 財団は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前通知なく登録を取り消す場合があります。

(1) 本規約に同意いただけない場合

(2) 登録内容に虚偽があった場合

(3) 同一人物が重複して登録していると財団が認めた場合

(3) 長期にわたり財団から登録者に連絡が取れない場合

(4) 本規約に違反した場合

(5) 財団が定める一定期間、本システムの利用がない場合

(6) その他、財団が登録者として不相当とした場合

3 登録取消後、いかなる場合も参加費の返還はできません。ただし、参加費支払済みの教室等への参加は可能です。

#### 第6条 教室等申込みの取扱い

- 1 教室等へ申し込みをする場合は、本システムの所定の手続きにより、申し込むものとします。
- 2 登録者が、登録者本人と同時に第三者（登録家族を含む）の申し込みを行う場合、または第三者（登録家族を含む）のみの申し込みを行う場合、登録者が代表となり、本規約の内容や個人情報の取扱いについて申込者全員に周知し、同意の責任を負うものとします。
- 3 教室等への参加は、参加費の支払い完了をもって確定するものとします。
- 4 参加費は、所定の決済方法により支払期限までに支払うものとします。
- 5 本システムを利用せずにお申し込みをする場合は、事務手数料がかかることがあります。

## 第7条 キャンセルの取扱い

- 1 教室等への申し込み後、参加費支払期限までに支払いが完了しなかった場合はキャンセルとなります。
- 2 参加費の支払い完了後に、やむを得ず、自己都合によりキャンセルをする場合は、教室等開始日から起算して3日前からキャンセル料がかかります。その場合、参加費からキャンセル料及び手数料を差し引いた額を、本システムに登録者本人が登録した金融機関口座に返金いたします。
  - (1) 教室等開始日から起算して3日前～2日前までは参加費の30%
  - (2) 教室等開始日の前日は参加費の50%
  - (3) 教室等開始日当日は参加費の100%
- 3 自己都合によるキャンセルではなく、不測の事態等により教室等を開催することができなくなった場合は、参加費を返金することがあります。

## 第8条 ポイントの取扱い

- 1 本システムを利用して以下の手続きを行った場合にポイントを付与します。ただし、付与の対象者は本システム登録者に限ります。
  - (1) 財団が指定する方法で教室等参加費を支払った場合
  - (2) 個人協賛会員（アイディクラブ）の会費を支払った場合
  - (3) その他、財団が付与相当と認める手続きを行った場合
- 2 ポイント付与の有無、付与されるポイント数、その他ポイントに関する一切の条件は財団が決定します。

- 3 ポイントは、前項1に定める手続き完了後、財団が定める一定の期間を経た後に付与されます。
- 4 ポイントは本システム登録期間にのみ有効です。
- 5 付与されたポイントは、他者に譲渡することはできません。また、いかなる場合においてもポイントを合算することはできません。
- 6 教室等の申し込みをキャンセルした場合、ポイントは付与されません。
- 7 財団は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、当該登録者が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。
  - (1) 違法または不正行為があった場合
  - (2) 本規約に違反した場合
  - (3) その他、財団がポイントを取り消すことが適当と判断した場合
- 8 付与されたポイントは、本システムを利用して教室等に申し込む際、財団が定める換算単位で参加費等の全部または一部の支払いにのみ利用することができます。ただし、個人協賛会員（アイディクラブ）会費及び各種事務手数料の支払いには利用できません。
- 9 教室等の参加費の全部または一部の支払いにポイントを利用した後に、本規約に基づきポイントが取り消された場合は、当該決済の対象となる教室等への申し込みが取り消しまたは保留されることがあります。当該決済の対象となる教室等へすでに参加しているまたは参加しようとする場合は、ポイント取消による不足額を、ただちに財団の指定する支払い方法にて財団に支払うものとしします。
- 10 教室等の参加費の全部または一部の支払いにポイントを利用した後に、当該教室等のキャンセルをした場合、利用したポイントは第7条第2項のキャンセル料の率に応じて失効します。

## 第9条 個人協賛会員（アイディクラブ）の取扱い

個人協賛会員（アイディクラブ）の申し込み及び更新手続き・会費決済等については、別途定めるものとしします。

## 第10条 禁止事項

登録者は本システムの利用に関して次の各号の行為を行わないものとしします。

- (1) 登録者として有する権利を第三者（登録家族を含む）に譲渡若しくは使用させるなどの行為
- (2) 他者になりすまして本システムを利用する行為

(3) その他法令もしくは公序良俗に反し他者に不利益を与える行為

#### **第11条 個人情報の取り扱い**

財団は登録者の本サービスの利用に関して取得する個人情報を、財団の個人情報保護方針 (<http://www.se-sports.or.jp/about/privacy.php>) に従い、適切に取り扱います。

#### **第12条 免責事項**

本サービスの利用により登録者が被った損失などについて、財団に故意または過失がない限り、責任は負いかねます。

#### **第13条 規約の改定**

本規約を改定する場合は、財団ホームページ等により事前に登録者へ告知するものとします。

#### **第14条 細則**

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は別に定めるものとします。

#### **第15条 施行**

本規則は、平成29年9月25日より施行いたします。